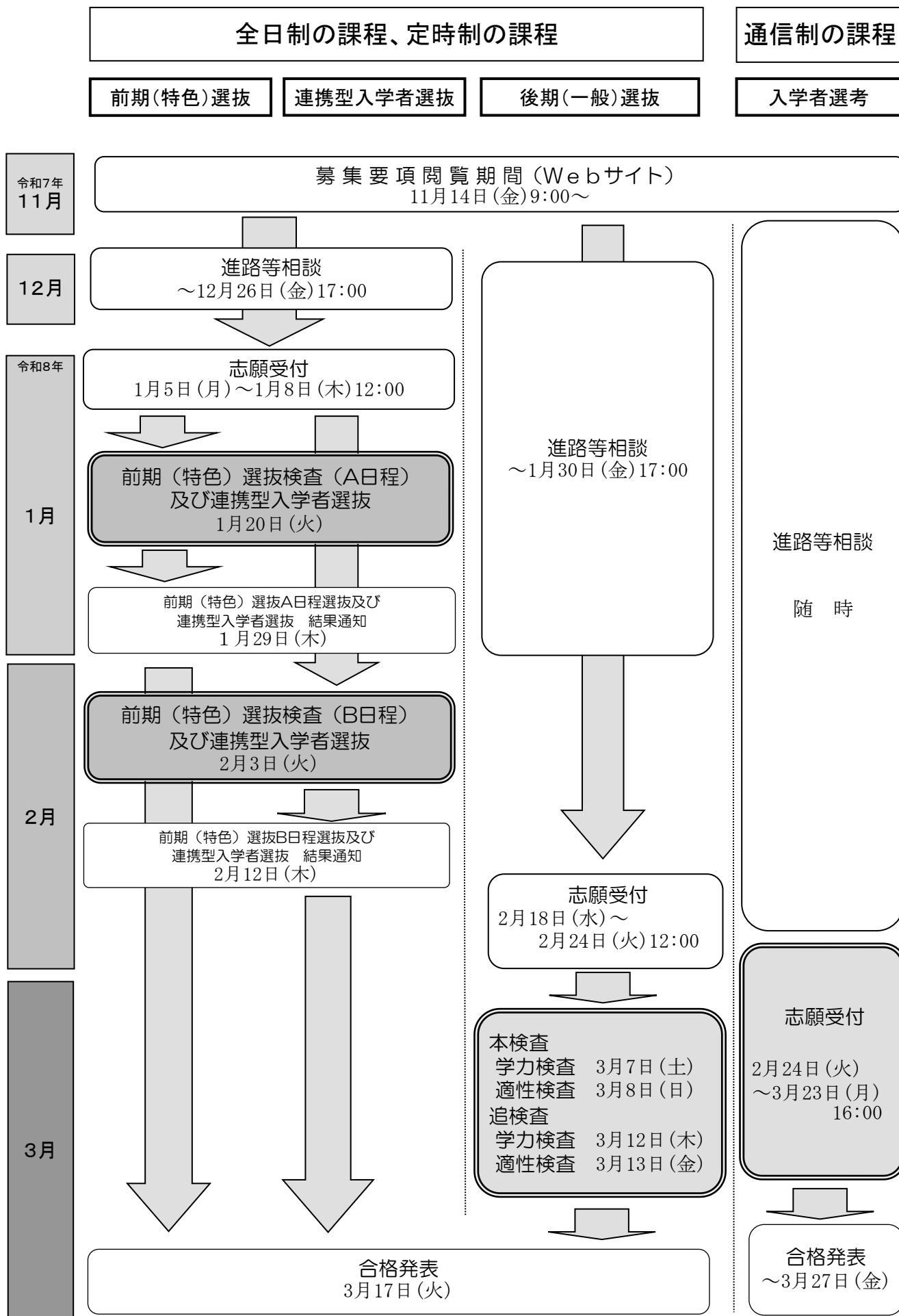


令和 8 年度

山形県公立高等学校入学者選抜実施要項

山形県教育委員会

令和8年度山形県公立高等学校入学者選抜日程



※ 中高一貫教育における連携型入学者選抜実施校：県立新庄神室産業高校金山校、県立小国高校

目 次

令和 8 年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項

◇ 全日制の課程、定時制の課程

I	入学者募集	1
1	募集公告	1
2	募集要項	1
II	前期（特色）選抜	2
1	志 願	4
2	検 査	4
3	選 抜	4
4	後期（一般）選抜への志願	4
5	県立新庄志誠館高等学校の入学者選抜について	5
6	県立新庄神室産業高等学校金山校の入学者選抜について	5
III	中高一貫教育における連携型入学者選抜	6
1	目 的	6
2	志 願	6
3	検 査	6
4	選 抜	6
5	そ の 他	6
IV	後期（一般）選抜	7
1	志 願	7
2	学力検査等	9
3	選 抜	11
4	個人情報の提供	12
5	追 検 査	12
6	県立新庄志誠館高等学校の入学者選抜について	13
7	県立新庄神室産業高等学校金山校の入学者選抜について	13
V	県外志願者受入れ制度による志願	14
1	「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」による県外志願者の受入れ	14
2	「山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」による県外志願者の受入れ	15
VI	定時制の課程における成人の志願者の選抜	17
1	志 願	17
2	作 文	17
3	面 接	17
4	選 抜	17
VII	第 2 次募集	18
1	募集公告	18
2	志 願	18
VIII	高等学校から県教育委員会への報告事項	19

◇ 通信制の課程

1	募集公告	20
2	志 願	20
3	面 談	21
4	作 文	21
5	選 考	21
6	合格発表	21

◆ 調査書情報・成績一覧表・評定概況

◆ 様式及び記入上の注意

◆ 資 料

(資料1)	令和8年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針	36
(資料2)	文部科学省告示第64号、学校教育法施行規則（抄）	38
(資料3)	山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則	39
(資料4)	山形市立商業高等学校の通学区域に関する規則	40
(資料5)	山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱	41
(資料6)	山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱	43
(資料7)	学区外・県外から志願する際の手続きについて	46
(資料8)	令和8年度山形県公立高等学校入学者選抜方法に係る実施方針	48
(資料9)	令和8年度山形県公立高等学校入学者選抜諸業務日程	50

令和 8 年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項

◇ 全日制の課程、定時制の課程

令和 8 年度山形県公立高等学校全日制の課程及び定時制の課程における入学者の選抜は、次の要領によって実施する。

I 入 学 者 募 集

1 募 集 公 告

県立高等学校入学者募集についての県教育委員会の公告は、令和 7 年 7 月末日までに行う。各高等学校長は、この公告に基づき募集する。(注 1)

市立高等学校入学者募集についての公告は、当該市教育委員会が行う。市立高等学校長は、この公告に基づき募集する。

2 募 集 要 項

(1) 各高等学校では、募集要項に、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、志願資格、設置課程・学科、入学定員、教育課程の概要、出願手続、検査日時、検査教科、調査書情報中の各教科の評定と学力検査の成績の比率、集合時刻、携帯品、受検上の注意、追検査（対象者、受検の手続、内容及び日時等、選抜における取扱い）、合格発表の日時、個人情報の提供方法等を明確に記載する。(注 2)

さらに、後期（一般）選抜において、特定教科の学力検査の配点の比重を変える高等学校では、実施教科・傾斜倍率を、また、定時制の課程においては、成人の志願者の選抜について明確に記載する。

(2) 各高等学校では、前期（特色）選抜について、以下に関する必要事項を明確に記載する。

- ① 学科ごとの出願要件、検査方法、選抜規準、各検査の評価の観点等（注 3）
- ② 面接等を実施する高等学校では、その面接等時間、集団面接等の人数等
- ③ 作文等を実施する高等学校では、その字数、時間等
- ④ 発表等を実施する高等学校では、その内容、時間等
- ⑤ 学力検査、口頭試問等を実施する高等学校では、その出題内容、検査時間等

(3) 連携型入学者選抜を実施する高等学校では、このことに関する必要事項を明確に記載する。

(4) 各高等学校長は、募集要項を令和 7 年 11 月 7 日（金）まで県教育局高校教育課長あて提出する。

注 1 入学定員及び志願要項（全日制、定時制及び通信制の課程並びに専攻科）について県公報によって公告する。

注 2 ① 必要がある場合は、健康及び身体状況等の相談手続を明示する。

② 入学後の諸経費等の概要について明示する。(令和 7 年度実績)

注 3 この場合、「学科」とは農業に関する学科や総合学科等、いわゆる大学科を指す。

Ⅱ 前期（特色）選抜

1 志 願

(1) 志願資格

次の各号に該当するものとする。

- ① 令和8年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、当該高等学校が別に定める出願要件を満たしている者。（注4）
- ② 合格した場合は、入学が確約できる者。

(2) 通学区域

通学区域は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月5日教育委員会規則第4号）」、「山形市立商業高等学校管理運営規則」により次のとおりとなる。（資料3）（資料4）

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校は全県1学区とする。
- ② 全日制の課程の次の学科にあつては、東学区・北学区、南学区、西学区の3学区とする。
 - ア 普通科（上記①を除く）
 - イ 理数科（上記①を除く）
 - ウ 探究科（理数探究科、国際探究科）
- ③ 全日制の課程の次の学科並びに定時制の課程にあつては、全県1学区とする。
 - ア 農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科（以下「職業に関する学科」という）
 - イ 音楽科
 - ウ 体育科
 - エ 総合学科

(3) 募集人員

- ① 普通科、理数科、探究科、職業に関する学科、総合学科
別に公告する当該学科の入学定員の5%から50%以内とする。ただし、「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」により県外志願者の受入れを実施する場合は定員の70%以内とする。（注5）（注6）
- ② 音楽科
別に公告する入学定員の60%程度とする。
- ③ 体育科
別に公告する入学定員の80%程度とする。

(4) 志願制限

- ① 志願は、1人1校1学科とする。
- ② 前期（特色）選抜と中高一貫教育における連携型入学者選抜との併願はできないものとする。
- ③ 連携型中高一貫教育を行う高等学校が行う前期（特色）選抜には、当該高等学校に係る連携型中学校の生徒は志願することはできないものとする。

注4 「これに準ずる学校」とは、特別支援学校の中学部をいう。

注5 「当該学科」の学科とは、例えば、農業に関する学科の場合は、農業経営科、みどり活用科等を指す。

注6 全日制の課程で入学定員40名の学校（以下「小規模校」という）で、地域との連携が確立している学校で実施可能。

(5) 学区外志願

① 県内における学区外志願

事情により学区外の公立高等学校（全日制の課程の普通科、理数科及び探究科（理数探究科、国際探究科））に志願する場合は、学区外高等学校志願許可願（別記様式第3号A）1部を県教育委員会教育長に提出し、許可（別記様式第3号B）を得るものとする。（注7）（注8）

ア 一家転住等の理由による場合は、上記の許可願に、学区外志願の理由を証明するに足る書類及び誓約書（別記様式第3号C）それぞれ1部を添付すること。（注9）

イ 「通学の便」を理由として学区外志願を願い出た場合は、最寄りの特定の高等学校への志願について審査のうえ、許可する。（注10）

② 県外への志願

県外公立高等学校に入学志願のため、本県内の公立高等学校に志願しない場合は、山形県公立高等学校に志願しない旨の届（別記様式第3号D）1部を県教育委員会教育長に提出する。（注8）

③ 県外からの志願

ア 県外から本県公立高等学校に志願する者は、当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の在籍中学校長の証明書を添え、学区外高等学校志願許可願（別記様式第3号A）1部を本県教育委員会教育長に提出し、許可（別記様式第3号B）を得るものとする。（注8）

（ア）一家転住等の理由による場合は、上記許可願に、学区外志願の理由を証明するに足る書類及び誓約書（別記様式第3号C）それぞれ1部を添付すること。（注9）

（イ）県外から、「通学の便」を理由として本県公立高等学校へ志願する場合は、本県教育委員会において、最寄りの特定の高等学校への志願について審査のうえ、許可する。（注11）

イ 「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」及び「山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」（以下「県外志願者受入れ制度」という。）により県外からの志願者を受け入れている高等学校に、上記（ア）、（イ）以外の理由により志願する者は、上記手続きによらず、「Ⅴ 県外志願者受入れ制度による志願」（14ページ～）を参照すること。

なお、ア、イの志願の手続きについては、「学区外・県外から志願する際の手続について」（資料7）を参照のこと。

④ その他

区域外就学者の場合は、学区外高等学校志願許可願の提出を必要とせず、区域外就学承諾書を出願の際に提出すること。

(6) 進路等相談

中学校長は、必要がある場合は、令和7年12月26日（金）17時までに、志願先高等学校長に健康及び身体状況について相談を行うことが望ましい。

注7 志願者の保護者（親権を行う者又は後見人）の住所（日常の生活が営まれ、生活の根拠地と認められる所）の属する学区の高等学校に志願する場合を除き、原則としてすべて学区外高等学校志願許可が必要である。

注8 学区外高等学校志願許可願（別記様式第3号A）の郵送を求める場合及び山形県公立高等学校に志願しない証明書が必要な場合は、返信用封筒（返信用切手貼付、宛先を明記）を同封し、高校教育課長あて送付すること。

注9 誓約書は、入学後、申請した住所に保護者と同居して通学する旨を誓約するものである。

注10 「通学の便」とは、甚だしく通学の便が悪い場合、隣接学区の最寄りの特定の高等学校への志願を認める例外的な措置である。

注11 秋田県旧由利郡（平成17年3月21日まで由利郡であった地域）、新潟県岩船郡関川村、宮城県刈田郡七ヶ宿町から志願の場合は、県内隣接学区の最寄りの特定の高等学校とする。福島県東北学区、耶麻学区の場合は、「県境隣接学区公立高等学校志願者取扱協定」によるものとする。

(7) 出 願

① 出願に必要な手続

ア 山形県公立学校W e b 出願システムにより出願情報の登録を行い、「山形県立学校の授業料等徴収条例」に基づき、入学者選抜手数料として、全日制の課程にあっては2,200円、定時制の課程にあっては950円を納付する。市立高等学校については、「山形市立商業高等学校授業料等徴収条例」により、2,200円を納付する。

イ 中学校長は、山形県公立学校W e b 出願システムにより、調査書情報を登録するとともに、評定概況を添付ファイルとして提出する。ただし、評定概況については、県外からの志願者及び特別支援学校からの志願者については登録を要しない。

② 個別に必要な書類

ア 自己申告書（別記様式第4号……用紙は高等学校で用意する。）

進路等相談を踏まえ、志願先高等学校長が認めた場合には、志願者等が作成した自己申告書を志願先高等学校長あて親展で提出することができる。郵送の場合は簡易書留郵便とし、持参の場合も含めて、志願受付期間内に必着とする。

イ 区域外就学承諾書

区域外就学者のうち、現在の居住地が志願先高等学校の学区内である場合は、出願の際に山形県公立学校W e b 出願システムで添付ファイルとして提出すること。

③ 志願受付期間

令和8年1月5日（月）から1月8日（木）12時までに手続きするものとする。

2 検 査

高等学校長は、志願者について、次により検査を行うものとする。

- (1) 期 日 A日程 令和8年1月20日（火）
 B日程 令和8年2月3日（火）
- (2) 集合時刻 志願先高等学校の募集要項による。
- (3) 場 所 志願先高等学校
- (4) 検査内容 志願先高等学校が指定したもの

3 選 抜

- (1) 選抜は、調査書情報、検査の結果を総合して行うものとする。
- (2) 高等学校長は、A日程は令和8年1月29日（木）16時、B日程は令和8年2月12日（木）16時に山形県公立学校W e b 出願システムにより前期（特色）選抜結果を通知するものとする。ただし、合格者の発表は、令和8年3月17日（火）に行う。

4 後期（一般）選抜への志願

前期（特色）選抜の合格内定者は、改めて他の高等学校に出願することはできない。前期（特色）選抜に漏れた者で、後期（一般）選抜を志願する者は、山形県公立学校W e b 出願システムで新たに後期（一般）選抜の志願情報の登録が必要となる。ただし、私立高等学校への志願変更あるいは、以降志願を行わない場合は、手続きを要しない。

なお、入学者選抜手数料の納付については、次のとおりとする。

(1) 県立高等学校間の場合

- ① 同一課程間の志願変更にあつては、改めて納付を要しない。
- ② 全日制の課程から定時制の課程への志願変更にあつては、納付を要しない。ただし、入学者選抜手数料の差額分については還付を行わない。
- ③ 定時制の課程から全日制の課程への志願変更にあつては、入学者選抜手数料の差額分1,250

円を納付する。

(2) 県立高等学校と市立高等学校間の場合

「山形市立商業高等学校授業料等徴収条例」により、改めて納付する。ただし、先に納付した分については還付を行わない。

5 県立新庄志誠館高等学校の入学者選抜について

県立新庄志誠館高等学校の入学者選抜に係る事務手続き等は、県立新庄志誠館高等学校開校準備室長（県立新庄北高等学校長）のもと、県立新庄北高等学校及び県立新庄南高等学校が行う。県立新庄志誠館高等学校最上校の入学者選抜に係る事務手続き等は、県立新庄志誠館高等学校開校準備室長（県立新庄北高等学校長）のもと、県立新庄北高等学校最上校が行う。志願先高等学校長は県立新庄志誠館高等学校開校準備室長（県立新庄北高等学校長）とする。また、検査会場は、県立新庄北高等学校及び県立新庄北高等学校最上校とする。

6 県立新庄神室産業高等学校金山校の入学者選抜について

県立新庄神室産業高等学校金山校の入学者選抜に係る事務手続き等は、県立新庄南高等学校長のもと、県立新庄南高等学校金山校が行う。志願先高等学校長は県立新庄南高等学校長とする。また、検査会場は、県立新庄南高等学校金山校とする。

Ⅲ 中高一貫教育における連携型入学者選抜

1 目 的

ゆとりある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を伸ばすという中高一貫教育の趣旨に基づいて選抜することを目的とする。

2 志 願

(1) 志願資格

令和8年3月に連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

(2) 対 象 校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立新庄神室産業高等学校金山校、県立小国高等学校）

(3) 募集人員

県教育委員会が公告した入学定員内とし、特に定めないものとする。

(4) 志願制限

- ① 中高一貫教育における連携型入学者選抜と前期（特色）選抜との併願はできないものとする。
- ② 連携型中高一貫教育を行う高等学校が行う前期（特色）選抜には、当該高等学校に係る連携型中学校の生徒は志願することはできないものとする。

(5) 出 願

① 出願に必要な手続

ア 山形県公立学校W e b 出願システムにより出願情報の登録を行い、「山形県立学校の授業料等徴収条例」に基づき、入学者選抜手数料として2,200円を納付する。

イ 志願先高等学校の募集要項による様式で作成した「学習のまとめ」を、出願の際に山形県公立学校W e b 出願システムで添付ファイルとして提出する。

② 志願受付期間

令和8年1月5日（月）から1月8日（木）12時までに手続きするものとする。

3 検 査

高等学校長は、志願者について、次により面接を行うものとする。

(1) 期 日 A日程 令和8年1月20日（火）

B日程 令和8年2月3日（火）

(2) 集合時刻 志願先高等学校の募集要項による。

(3) 場 所 志願先高等学校

4 選 抜

(1) 選抜は、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

(2) 高等学校長は、A日程は令和8年1月29日（木）16時、B日程は令和8年2月12日（木）16時に山形県公立学校W e b 出願システムにより連携型入学者選抜結果を通知するものとする。ただし、合格者の発表は、令和8年3月17日（火）に行う。

5 そ の 他

(1) 連携型入学者選抜の合格内定者は、改めて他の高等学校に出願することはできない。

(2) 連携型入学者選抜に漏れた者は、後期（一般）選抜に出願できるものとする。（注12）

注12 後期（一般）選抜への志願は、前期（特色）選抜に準ずるものとする。（4ページ「4 後期（一般）選抜への志願」参照）

Ⅳ 後 期 （ 一 般 ） 選 抜

1 志 願

(1) 志願資格

次の各号の一に該当する者とする。

- ① 令和8年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を修了(以下「卒業」という。)する見込みの者で令和8年度前期(特色)選抜及び中高一貫教育における連携型入学者選抜において合格内定していない者。(注4)
- ② 中学校を卒業した者。
- ③ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の各号のいずれかに該当する者。(資料2)

(2) 通学区域

通学区域は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則(昭和24年3月5日教育委員会規則第4号)」、「山形市立商業高等学校管理運営規則」により次のとおりとなる。(資料3)(資料4)

- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校は全県1学区とする。
- ② 全日制の課程の次の学科にあつては、東学区・北学区、南学区、西学区の3学区とする。
 - ア 普通科(上記①を除く)
 - イ 理数科(上記①を除く)
 - ウ 探究科(理数探究科、国際探究科)
- ③ 全日制の課程の次の学科並びに定時制の課程にあつては、全県1学区とする。
 - ア 農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科
 - イ 音楽科
 - ウ 体育科
 - エ 総合学科

(3) 募集人員

募集人員は、各学科の入学定員から前期(特色)選抜及び中高一貫教育(連携型)における連携型入学者選抜の合格内定者の数、並びに中高一貫教育(併設型)の併設中学校からの入学予定者数を減じた数とする。

(4) 志願制限

- ① 志願は、1人1校とする。
- ② 同一校に設置されている全日制・定時制の両課程に志願することはできない。
- ③ 全日制又は定時制の課程のうちで、二つ以上の学科がある場合は、原則としてそれらのうちの第3志望まで認める。(注13)
- ④ 普通科を第1志望とした場合、探究科を第2志望にすることはできない。
- ⑤ 普通科一般コースを第1志望とした場合、普通科探究コースを第2志望にすることはできない。

(5) 学区外志願

① 県内における学区外志願

事情により学区外の公立高等学校(全日制の課程の普通科、理数科及び探究科(理数探究科、国際探究科))に志願する場合は、令和8年1月末を目途に学区外高等学校志願許可願(別記様式第3号A)1部を県教育委員会教育長に提出し、許可(別記様式第3号B)を得るものとする。(注7)(注8)

注13 県立霞城学園高等学校定時制の課程普通科(Ⅰ部・Ⅱ部・Ⅲ部)についても、これを適用する。なお、第2、第3志望を認めない高等学校は令和7年10月20日(月)までに、県教育委員会と相談のうえ、その旨を募集要項に明示する。

- ア 一家転住等の理由による場合は、上記の許可願に、学区外志願の理由を証明するに足る書類及び誓約書（別記様式第3号C）それぞれ1部を添付すること。（注9）
- イ 「通学の便」を理由として学区外志願を願い出た場合は、最寄りの特定の高等学校への志願について審査のうえ、許可する。（注11）

② 県外への志願

県外公立高等学校に入学志願のため、本県内の公立高等学校に志願しない場合は、山形県公立高等学校に志願しない旨の届（別記様式第3号D）1部を県教育委員会教育長に提出する。（注8）

③ 県外からの志願

ア 県外から本県公立高等学校に志願する者は、当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の在籍中学校長の証明書を添え、令和8年1月末を目途に学区外高等学校志願許可願（別記様式第3号A）1部を本県教育委員会教育長に提出し、許可（別記様式第3号B）を得るものとする。（注8）

（ア）一家転住等の理由による場合は、上記許可願に、学区外志願の理由を証明するに足る書類及び誓約書（別記様式第3号C）それぞれ1部を添付すること。（注9）

（イ）県外から、「通学の便」を理由として本県公立高等学校へ志願する場合は、本県教育委員会において、最寄りの特定の高等学校への志願について審査のうえ、許可する。（注11）

イ 「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」及び「山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」（以下「県外志願者受入れ制度」という。）により県外からの志願者を受け入れている高等学校に、上記（ア）、（イ）以外の理由により志願する者は、上記手続きによらず、「V 県外志願者受入れ制度による志願」（14ページ～）を参照すること。

なお、ア、イの志願の手続きについては、「学区外・県外から志願する際の手続について」（資料7）を参照のこと。

④ 外国からの志願

ア 外国から本県公立高等学校に志願する者で、日本人学校在籍者及び日本人学校卒業者については、令和8年1月末を目途に学区外高等学校志願許可願（別記様式第3号A）と、帰国先の住民票又は本県への転住の理由を証明する公的証明書等及び誓約書（別記様式第3号C）それぞれ1部を、本県教育委員会教育長に提出し、許可（別記様式第3号B）を得るものとする。

イ 外国から本県公立高等学校に志願する者で、日本人学校在籍者及び日本人学校卒業者以外の者については、令和7年12月末を目途に志願資格の有無を判定するための書類（卒業証明書など）を、志願先高等学校へ提出する。その後、志願資格が認められた者については、上記④のアと同様の手続きとする。

⑤ その他

次の場合は、学区外高等学校志願許可願の提出を必要とせず、以下のように取り扱う。

ア 令和6年度以前の卒業者で、志願先高等学校が出身中学校の学区外、かつ、現在の居住地が志願先高等学校の学区内である場合。その際、住民票等を出願の際に提出すること。

イ 区域外就学者の場合。その際、区域外就学承諾書を出願の際に提出すること。

(6) 進路等相談

中学校長及び特別支援学校長は、入学者選抜にあたって特別な配慮等、必要がある場合は、令和8年1月30日（金）17時までに志願先高等学校長に、健康及び身体の状況、希望学科、進路希望等について相談を行うことができる。（注14）

注14 帰国子女や外国人子女等、事情がある場合は、本人及び保護者が行うことも可能とする。

(7) 出 願

① 出願に必要な手続

ア 山形県公立学校W e b 出願システムにより出願情報の登録を行い、「山形県立学校の授業料等徴収条例」に基づき、入学者選抜手数料として、全日制の課程にあっては2,200円、定時制の課程にあっては950円を納付する。市立高等学校については、「山形市立商業高等学校授業料等徴収条例」により、2,200円を納付する。

イ 中学校長は、山形県公立学校W e b 出願システム上により、調査書情報を登録するとともに、評定概況を添付ファイルで提出する。ただし、評定概況については、県外からの志願者、特別支援学校からの志願者及び令和6年度以前の卒業者からの志願者については登録を要しない。(注15)

ウ 志願者に聴覚障がい者がいる場合、中学校長は、「聴力レベル (d B)」及び学力検査において配慮を必要とする事項を記した公文書を作成し、出願の際に山形県公立学校W e b 出願システムで添付ファイルとして提出すること。

② 個別に必要な書類

ア 自己申告書 (別記様式第4号……用紙は高等学校で用意する。)

進路等相談を踏まえ、志願先高等学校長が認めた場合には、志願者等が作成した自己申告書を志願先高等学校長あて親展で提出することができる。郵送の場合は簡易書留郵便とし、持参の場合も含めて、志願受付期間内に必着とする。

イ 区域外就学承諾書

区域外就学者のうち、現在の居住地为志願先高等学校の学区内である場合は、出願の際に山形県公立学校W e b 出願システムで添付ファイルとして提出すること。

ウ 在籍高等学校長の志願承諾書 (在籍高等学校の任意様式)

高等学校に在籍のまま志願する場合は、出願の際に山形県公立学校W e b 出願システムで添付ファイルとして提出すること。

エ 住民票等

令和6年度以前の卒業者で、志願先高等学校が出身中学校の学区外、かつ、現在の居住地为志願先高等学校の学区内である場合は、出願の際に山形県公立学校W e b 出願システムで添付ファイルとして提出すること。

③ 志願受付期間

令和8年2月18日 (水) から2月24日 (火) 12時までに手続きするものとする。

④ 出願に関する留意点

ア 志願の取消しや締切り前の志願変更の対象者が確認された場合は、出身中学校長が志願先高等学校長へ電話連絡する。その後、山形県公立学校W e b 出願システムにおいて必ず公文書を添付ファイルとして提出するとともに、取消しや志願先の変更を行うこと。(注16)

イ 前期 (特色) 選抜の志願にかかわって志願先高等学校に調査書情報、評定概況及び学区外志願に係る書類等が登録済の場合は、登録を要しない。

2 学力検査等

(1) 出題方針

① 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に即し、内容の基本的な事項について出題する。

② 解答が偶然性に支配されたり、単なる記憶の検査に偏ったりしないように、理解力、思考力、判断力、表現力などを検査できるように配慮し、客観式及び記述式を組み合わせ出題する。

③ 出題領域は、特定なものに偏らないように、できるだけ広範囲から出題する。

(2) 検査教科

公立高等学校のすべての課程・学科とも国語、社会、数学、理科、外国語 (英語) の5教科とする。

注15 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第95条の各号のいずれかに該当する者の提出方法については、別に定める。

注16 締切り前の志願変更は、やむを得ない十分な理由がある場合にのみ行うこと。

(3) 検査日時

令和8年3月7日（土）

時 間	教 科
8：50～ 9：40	国 語
10：00～10：50	数 学
11：10～12：00	社 会
12：50～13：40	理 科
14：00～14：50 〔 14:00から約10分間は リスニングテスト 〕	外 国 語 (英 語)

(4) 検査会場

検査会場は、志願先高等学校とする。

(5) 検査教科の配点

国語、社会、数学、理科、外国語（英語） 各100点

なお、特定教科の学力検査の配点の比重を変える（以下、傾斜配点という）高等学校においては、実施教科（傾斜配点する特定教科）は、1教科又は2教科とし、受検者が自己申告する方法を取り入れることもできる。傾斜倍率（傾斜配点の倍率）は1.5倍とする。実施教科と傾斜倍率を募集要項に定めるものとする。

(6) 受検者の携帯品

受検者は、受検票のほか、次の筆記用具を持参するものとし、これ以外の使用は認めない。

鉛筆（シャープペンシルを含む）、消しゴム、定規、コンパス、鉛筆削り （注17）

ただし、下敷の使用の可否については、志願先高等学校の募集要項によるものとする。また、聴覚障がい者で補聴器を必要とする者は、使用してもよい。

(7) 音楽科における適性検査

県立山形北高等学校音楽科にあっては、次により音楽に関する適性検査を行う。

① 検査内容（細部については当該高等学校の募集要項による）

下のア、イのうちから一つを選択する。

ア 声楽

イ 器楽

② 検査日時

令和8年3月8日（日）9:00～

③ 検査会場

県立山形北高等学校

④ 受検者の携帯品

ア 受検票

イ 選択して受検するものの演奏楽譜

ウ 管弦打楽器で演奏する者は、その楽器

エ 筆記用具

オ 腕時計

-
- 注17 ① 芯の濃さは2B、B、HBとし、シャープペンシルの芯の太さは0.5mm以上とする。
- ② 定規は、三角・直定規のいずれでもよい。ただし、分度器又は分度器のついた定規を持参してはならない。
- ③ 公式や法則等の書いてある筆記用具を持参してはならない。
- ④ 計算機能や英単語表示機能、通信機能等の付いた腕時計等の電子機器類、その他、検査の公正を欠くおそれのある物を持参してはならない。
- ⑤ 連絡手段として持参した携帯電話、スマートフォンについては、校内では電源を切り使用してはならない。

(8) 体育科における適性検査

県立山形中央高等学校体育科にあつては、次により体育に関する適性検査を行う。

① 検査内容（細部については当該高等学校の募集要項による）

ア 全員が受検するもの

体力診断テスト（3種目）

イ 選択して受検するもの

陸上競技、水泳、サッカー、バスケットボール、ハンドボール、ラグビーフットボール、バレーボール、ソフトテニス、ソフトボール、柔道、スキー、スケートから1種目を選択

② 検査日時

令和8年3月8日（日）9:00～

③ 検査会場

県立山形中央高等学校

④ 受検者の携帯品

ア 受検票

イ 運動に必要な服装・用具、シューズ

ウ 筆記用具

3 選 抜

(1) 選抜の方法

選抜は、調査書情報及び学力検査の成績等に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

① 選抜は、学力の総合段階及び調査書情報中の記載事項を主な資料として行う。なお、高等学校長は、自己申告書等に関する書類を選抜の資料に加えることができる。

② 調査書情報中の第3学年の各教科の評定合計と学力検査の成績の比率は、高等学校長が定めることができる。なお、その比率は3：7、4：6、5：5、6：4、7：3のいずれかとする。

③ 学力の総合段階の作成に当たっては、調査書情報中の第3学年の各教科の評定合計と学力検査の成績をそれぞれ500点満点に換算し、高等学校長が定めた調査書情報中の第3学年の各教科の評定合計と学力検査の成績の比率に応じて算出した調査書点と学力検査点の和を合計得点とするものとし、その方法は次によるものとする。

＜例：調査書情報中の第3学年の各教科の評定合計と学力検査の成績の比率が4：6の場合＞

調査書評定合計 a と学力検査の成績 b を500点満点に換算し、それぞれの比率が4：6の場合の調査書点（ A 点）と学力検査点（ B 点）の算出方法は次のとおりとする。

1 調査書点
$$A = \left(\frac{a}{45} \times 500 \right) \times 0.4$$

2 学力検査点

(1) 傾斜配点を行わない場合 $B = b \times 0.6$

(2) 傾斜配点を行う場合

ア 実施教科が1教科の場合
$$B = \left(\frac{b}{550} \times 500 \right) \times 0.6$$

イ 実施教科が2教科の場合
$$B = \left(\frac{b}{600} \times 500 \right) \times 0.6$$

このとき個人の合計得点（ T 点）は、 $A + B = T$ となる。

受検者の合計得点について、分布が連続しているとみなされる部分の最高と最低の間を等間隔に5段階に分ける。

- ④ 調査書情報中の「総合的な学習の時間の記録」についても十分考慮する。
 - ⑤ 調査書情報中の「特別活動等の記録」及び「校外活動の記録」については、特にすぐれた者を考慮する。
 - ⑥ 調査書中の「特記事項」については、その状況を考慮する。
 - ⑦ 体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加える。
 - ⑧ 令和6年度以前の卒業者については、学力の総合段階によらず、学力検査の成績及び出身中学校から登録された調査書情報等を主な資料として、総合的に判断して選抜を行う。
 - ⑨ 特別支援学校及び特別支援学級在籍者については、その事情等に配慮して選抜を行う。
 - ⑩ 帰国子女等については、その事情等に配慮して選抜を行う。
 - ⑪ 上記以外の事項については、別に指示する。
- (2) 国立諸学校に合格した志願者の取扱い
- 在籍又は出身中学校長から、国立諸学校に合格し入学する旨報告のあった志願者については選抜から除外する。(注18)
- (3) 合格発表
- 合格者の発表は、令和8年3月17日(火)16時に山形県公立学校Web出願システムにより行う。

4 個人情報の提供

受検者の個人情報(学力検査の教科別得点)の提供は、山形県公立学校Web出願システムにより行う。

5 追 検 査

(1) 対象者

志願者のうち、次の①～②のいずれかに該当し、3月7日、8日実施の学力検査、適性検査(以降、本検査という)の受検ができず、追検査の受検を希望する者。ただし、本検査を一部でも受検した者は、原則として追検査の対象とはならない。

- ① インフルエンザ等の感染症に罹患するなどし、本検査を受検できない者。
- ② 真にやむを得ない理由により、本検査を受検できない者。

(2) 受検の手続

- ① 追検査の受検を希望する者は、次のア～イの連絡等を行う。
 - ア 本検査を受検できないと判明したら、速やかに在籍又は出身中学校長に連絡する。
 - イ 上記(1)①の場合、医師の診断書を、上記(1)②の場合、本検査を受検できない理由を証明する書類を、在籍又は出身中学校長が定める期日までに在籍又は出身中学校長に提出する。
- ② 追検査の受検を希望する者の在籍又は出身中学校長は、次のア～エの連絡・報告を行う。
 - ア 3月6日(金)までに、追検査の対象者が確認された場合、対象者の中学校名・受検番号・氏名を、3月6日(金)15時までに志願先高等学校長へ電話連絡する。
 - イ ②のア以降、3月7日(土)本検査当日の集合時刻までに、本検査を受検できない志願者が新たに確認された場合、対象者の中学校名・受検番号・氏名を、当日できるだけ速やかに志願先高等学校長へ電話連絡する。

注18 在籍又は出身中学校長は、令和8年3月4日(水)12時までに、国立諸学校への入学の諾否等を志願先高等学校長に対して、山形県公立学校Web出願システムにより報告するものとする。その後判明した場合も、入学の諾否を在籍又は出身中学校長が、志願先高等学校長に対して、できるだけ速やかに電話連絡すること。

- ウ ②のア、イに該当する生徒がいる場合、3月10日（火）15時までに、追検査受検願（別記様式第5号）及び医師の診断書又は本検査を受検できない理由を証明する書類を、山形県公立学校Web出願システムで添付ファイルとして提出すること。なお、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、提出期限まで志願先高等学校長に電話等で連絡した上で、速やかに提出する。
- エ 対象者に対して受検にあたり、新たに特別な配慮が必要になった場合は、速やかにその旨を志願先高等学校長に連絡する。
- ③ 志願先高等学校長は次のア～オの連絡・報告を行う。
- ア 3月7日（土）15時までに、追検査の対象者数及び欠席者数を、高校教育課長に報告する。（報告様式等は後に連絡する「入学者選抜に係る報告要領」による）
- イ 3月10日（火）16時までに、中学校から提出された「追検査受検願」により、追検査の対象者数を高校教育課長に報告する。（報告様式等は後に連絡する「入学者選抜に係る報告要領」による）
- ウ 3月11日（水）までに、追検査の受検を許可する旨を、中学校長を通して志願者に連絡する。志願先高等学校長から中学校長への連絡は電話連絡とする。
- エ 「追検査受検願」及び医師の診断書等、本検査を受検できない理由を証明する内容について疑義が生じた場合は、3月11日（水）12時までに中学校長あて照会する。
- オ 新たに、受検に特別な配慮が必要になった志願者の連絡を受けた場合には、速やかにその旨を高校教育課長に連絡する。
- (3) 追検査の内容及び日時等
- ① 学力検査等について
内容は上記「2 学力検査等」に準ずる。
- ② 検査日時
令和8年3月12日（木）学力検査（時間は本検査に同じ）
3月13日（金）適性検査
- ③ 検査会場
検査会場は、志願先高等学校とする。
- (4) 追検査の選抜における取扱い
追検査の結果と本検査の結果は同等に扱う。

6 県立新庄志誠館高等学校の入学者選抜について

県立新庄志誠館高等学校の入学者選抜に係る事務手続き等は、県立新庄志誠館高等学校開校準備室長（県立新庄北高等学校長）のもと、県立新庄北高等学校及び県立新庄南高等学校が行う。県立新庄志誠館高等学校最上校の入学者選抜に係る事務手続き等は、県立新庄志誠館高等学校開校準備室長（県立新庄北高等学校長）のもと、県立新庄北高等学校最上校が行う。志願先高等学校長は県立新庄志誠館高等学校開校準備室長（県立新庄北高等学校長）とする。また、検査会場は、県立新庄北高等学校及び県立新庄北高等学校最上校とする。

7 県立新庄神室産業高等学校金山校の入学者選抜について

県立新庄神室産業高等学校金山校の入学者選抜に係る事務手続き等は、県立新庄南高等学校長のもと、県立新庄南高等学校金山校が行う。志願先高等学校長は県立新庄南高等学校長とする。また、検査会場は、県立新庄南高等学校金山校とする。

V 県外志願者受入れ制度による志願

「山形県立高等学校小規模校入学選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」及び「山形県公立高等学校入学選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」による志願は、次の要領によって行う。

志願以外の事項については、前期（特色）選抜については2～5ページ、一般入学選抜については7～13ページを参照すること。また、各高等学校の入学選抜募集要項も参照すること。

なお、一家転住等及び通学の便の理由による県外からの志願については、本受入れ制度によらず、「Ⅲ 前期（特色）選抜」の「1 志願 (5) 学区外志願 ③ 県外からの志願 ア」（3ページ）、「Ⅳ 後期（一般）選抜」の「1 志願 (5) 学区外志願 ③ 県外からの志願 ア」（8ページ）による。

1 「山形県立高等学校小規模校入学選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」による 県外志願者の受入れ

(1) 前期（特色）選抜

① 志 願

ア 志願資格

次の各号に該当するものとする。

(ア) 令和8年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を修了（以下「卒業」という。）する見込みの者のうち、当該高等学校が別に定める出願要件を満たす者。（注6）

(イ) 合格した場合は、入学が確約できる者。

イ 県外志願者の受入れを実施する高等学校

(ア) 県立新庄志誠館高等学校最上校

(イ) 県立新庄神室産業高等学校金山校

(ウ) 県立小国高等学校

(エ) 県立遊佐高等学校

ウ 募集人員

8名程度までとし、学校が定める。

エ 志願制限

志願は、1人1校とする。

オ 出 願

「Ⅱ 前期（特色）選抜」「1 志願 (7) 出願」①、②、③（4ページ）による。これ以外に、「当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の在籍中学校長の証明書」を添付する。

なお、「学区外・県外から志願する際の手続きについて」（資料7）を参照すること。

出願の手続きはそれぞれの高等学校の入学選抜募集要項に従うこと。

(2) 後期（一般）選抜

① 志 願

ア 志願資格

「Ⅳ 後期（一般）選抜」「1 志願 (1) 志願資格」（7ページ）による。

イ 県外志願者の受入れを実施する高等学校

(ア) 県立新庄神室産業高等学校金山校

(イ) 県立小国高等学校

(ウ) 県立遊佐高等学校

ウ 募集人員

(ア) 2名までとし、学校が定める。

(イ) 志願倍率が1倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

エ 志願制限

志願は、1人1校とする。

オ 出 願

「Ⅳ 後期（一般）選抜」「1 志願（7）出願」①、②、③、④（9ページ）による。これ以外に、「当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の在籍中学校長の証明書」を添付する。なお、「学区外・県外から志願する際の手続きについて」（資料7）を参照すること。

出願の手続きはそれぞれの高等学校の入学選抜募集要項に従うこと。

2 「山形県公立高等学校入学選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」による県外志願者の受入れ

(1) 前期（特色）選抜

① 志 願

ア 志願資格

次の各号に該当するものとする。

(ア) 令和8年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を修了（以下「卒業」という。）する見込みの者のうち、次の条件を満たす者。（注6）

- a 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確・適切であること。
- b 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- c 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。
- d 音楽科にあつては、得意領域（声楽、器楽）を有すること。

(イ) 合格した場合は、入学が確約できる者。

イ 県外志願者の受入れを実施する高等学校

- | | |
|------------------|---------------------|
| (ア) 県立山形北高等学校音楽科 | (イ) 県立谷地高等学校 |
| (ウ) 県立村山産業高等学校 | (エ) 県立高畠高等学校 |
| (オ) 県立長井工業高等学校 | (カ) 県立加茂水産高等学校 |
| (キ) 県立庄内農業高等学校 | (ク) 県立庄内総合高等学校（全日制） |

ウ 募集人員

前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜を合わせて入学定員の10%程度までとし、学校が定める。ただし、直近2年の入学定員に対する合格者の割合が連続して8割に満たない学科がある学校については、入学定員の20%程度までとすることができる。

エ 志願制限

志願は、1人1校とする。

オ 出 願

「Ⅱ 前期（特色）選抜」「1 志願（7）出願」①、②、③（4ページ）による。これ以外に、「当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の在籍中学校長の証明書」をそれぞれ添付する。なお、「学区外・県外から志願する際の手続きについて」（資料7）を参照すること。

出願の手続きはそれぞれの高等学校の入学選抜募集要項に従うこと。

(2) 後期（一般）選抜

① 志 願

ア 志願資格

「Ⅳ 後期（一般）選抜」「1 志願（1）志願資格」（7ページ）による。

イ 県外志願者の受入れを実施する高等学校

- | | |
|------------------|---------------------|
| (ア) 県立山形北高等学校音楽科 | (イ) 県立谷地高等学校 |
| (ウ) 県立村山産業高等学校 | (エ) 県立高畠高等学校 |
| (オ) 県立長井工業高等学校 | (カ) 県立加茂水産高等学校 |
| (キ) 県立庄内農業高等学校 | (ク) 県立庄内総合高等学校（全日制） |

ウ 募集人員

- (ア) 前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜を合わせて入学定員10%程度までとし、学校
が定める。ただし、直近2年の入学定員に対する合格者の割合が連続して8割に満たない
学科がある学校については、入学定員の20%程度までとすることができる。
- (イ) 志願倍率が1倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外
志願者を合格とすることができる。

エ 志願制限

志願は、1人1校とする。

オ 出 願

「Ⅳ 後期（一般）選抜」「1 志願（7）出願」①、②、③、④（9ページ）による。こ
れ以外に、「当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の在籍中学校長の証明書」をそれぞ
れ添付する。なお、「学区外・県外から志願する際の手続きについて」（資料7）を参照する
こと。

出願の手続きはそれぞれの高等学校の入学者選抜募集要項に従うこと。

Ⅵ 定時制の課程における成人の志願者の選抜

定時制の課程の成人の志願者の選抜は、次の要領によって行う。

1 志 願

(1) 志願資格

志願できる者は、「Ⅳ 後期（一般）選抜」の「1 志願 (1) 志願資格」（7 ページ）に該当し、令和8年4月1日現在で18歳以上の者とする。

(2) 出 願

① 山形県公立学校W e b 出願システムにより出願情報の登録を行い、「山形県立学校の授業料等徴収条例」に基づき、入学者選抜手数料として、950円を納付する。なお、出願の際に、出身中学校の卒業証明書を添付すること。

② 志願受付期間

令和8年2月18日（水）から2月24日（火）12時までに手続きするものとする。

2 作 文

(1) 作文を実施し、学力検査は行わない。

(2) 出題方針

高等学校長が別に定めて実施する。

(3) 日 時

令和8年3月7日（土）

時間は、高等学校の募集要項によるものとする。

(4) 実施会場

実施会場は、志願先高等学校とする。

3 面 接

(1) 目 的

受検者の志願理由等を確認する。

(2) 日 時

令和8年3月7日（土）

時間は、高等学校の募集要項によるものとする。

(3) 方 法

高等学校の募集要項によるものとする。

4 選 抜

(1) 選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

(2) 合格者の発表は、令和8年3月17日（火）に山形県公立学校W e b 出願システムにより行う。

Ⅶ 第 2 次 募 集

1 募集公告

県教育委員会教育長が特に必要と認める場合は、第2次募集を行う。その公告は令和8年3月7日（土）までに行い、各高等学校長はこの公告に基づき募集する。

2 志 願

(1) 志願資格・受付等

別に公告する。

(2) 出 願

- ① 山形県公立学校W e b 出願システムにより出願情報の登録を行い、「山形県立学校の授業料等徴収条例」に基づき、入学者選抜手数料として、全日制の課程にあつては2,200円、定時制の課程にあつては950円を納付する。
- ② 中学校長は、山形県公立学校W e b 出願システムにより調査書情報を登録するとともに、評定概況を山形県公立学校W e b 出願システムで添付ファイルとして提出すること。
- ③ 後期（一般）選抜による合格者にあつては、その合格が取り消されたことを証明する書類を提出すること。
- ④ 後期（一般）選抜における学力検査を受検した者については、受検先高等学校長の学力検査成績証明書を提出すること。（注19）

注19 受検先高等学校長は、証明書を厳封して交付し、中学校では開封せずに、志願先高等学校長に提出すること。

Ⅷ 高等学校から県教育委員会への報告事項

高等学校から県教育委員会への報告事項は、別途通知する報告期限に留意し、記入の正確を期すこと。

報告事項一覧（後日別途通知）

番号	項 目
1	学力検査実施委員名簿
2	前期（特色）選抜志願者数
3	連携型入学志願者数
4	前期（特色）選抜合格内定者数
5	連携型入学合格内定者数
6	後期（一般）選抜志願者数
7	追検査の対象者数及び欠席者数
8	追検査の対象者数
9	受検者数・合格者数
10	学力検査教科・総合得点分布
11	選抜の実態（総合段階一覧表）
12	身体等の相談状況
13	選抜に対する意見
14	選抜学力検査問題に対する意見
15	学力検査正答者数
16	前期（特色）選抜の実施状況
17	連携型入学者選抜の実施状況
18	後期（一般）選抜の実施状況
19	入学者数

※文書・様式の詳細については、別に通知する。

◇ 通信制の課程

令和8年度山形県立高等学校通信制の課程入学者の選考は、次の要領によって実施する。

1 募集公告

県立高等学校入学者募集についての県教育委員会の公告は、令和7年7月末日までに行う。各高等学校長は、この公告に基づき募集する。（注1）

2 志 願

(1) 志願資格

次の各号の一に該当する者とする。

- ① 令和8年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を修了（以下「卒業」という。）する見込みの者。（注4）
- ② 中学校を卒業した者。
- ③ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者。（資料2）

ただし、県立霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う次の教育機関の令和8年度入学予定者に限る。

白鷹高等専修学校

(2) 志願制限

令和8年度山形県公立高等学校入学者選抜後期（一般）選抜（全日制の課程及び定時制の課程）に志願している者は合格発表前の出願はできない。

(3) 県外及び外国からの志願の際に必要な手続き

① 県外からの志願

県外から志願する者は、◇全日制の課程、定時制の課程の「Ⅳ 後期（一般）選抜」の「1 志願 (5) 学区外志願 ③ 県外からの志願 ア（ア）」（8ページ）による。

② 外国からの志願

外国から志願する者は、◇全日制の課程、定時制の課程の「Ⅳ 後期（一般）選抜」の「1 志願 (5) 学区外志願 ④ 外国からの志願」（8ページ）による。

③ その他

次の場合は、学区外高等学校志願許可願いの提出を必要とせず、以下のように取り扱う。

ア 令和6年度以前の卒業者で、出身中学校が県外、かつ、現在の居住地が県内である場合は、出願の際に住民票等を山形県公立学校Web出願システムで添付ファイルとして提出すること。

(4) 出 願

① 出願に必要な手続

ア 山形県公立学校Web出願システムにより出願情報の登録を行い、「山形県立学校の授業料等徴収条例」に基づき、入学者選抜手数料として、300円を納付する。なお、県立霞城学園高等学校服飾科を志願する者については、前記教育機関の令和8年度入学予定者であることについても登録を行うこと。

イ 成人の志願者（令和8年4月1日現在で18歳以上の者）については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

ウ 中学校長は、山形県公立学校Web出願システムにより調査書情報を登録する。

② 個別に必要な書類

自己申告書（別記様式第4号……用紙は高等学校で用意する。）

進路等相談を踏まえ、志願先高等学校長が認めた場合には、志願者等が作成した自己申告書を志願先高等学校長あてに親展で提出することができる。郵送の場合は簡易書留郵便とし、持参の場合も含めて、志願受付期間内に必着とする。

③ 志願受付期間

令和8年2月24日（火）から3月23日（月）16時まで手続きするものとする。ただし、欠員のあるとき、又は特別の事情があるときは、上記期間を過ぎても受け付けることができる。

3 面 談

高等学校長は、志願者について、面談を行うことができる。

なお、期日、方法等は、当該高等学校の募集要項による。

4 作 文

高等学校長は、志願者について、作文を課すことができる。

なお、実施方法等は、当該高等学校の募集要項による。

5 選 考

入学者選考は、学力検査は行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができる。

6 合格発表

合格者の発表は、令和8年3月27日（金）までに行う。

なお、所定の受付期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

◆ 調査書情報・成績一覧表・評定概況

調査書情報及び成績一覧表は、中学校ごとに作成委員会を設置し、厳正公平に作成するものとする。
なお、県教育委員会教育長が必要と認めたときは、入学者選抜について調査し、必要な措置を講ずる。

I 調査書情報

1 調査書情報の作成

調査書情報の作成に当たっては、「調査書情報作成上の注意」(25～26ページ)によるほか、「中学校生徒指導要録取扱いの手引」(令和3年1月県教育委員会)を参考とする。

2 その他

調査書情報の登録内容に不明な点があった場合、高等学校長は、当該中学校長に問い合わせることができる。

II 成績一覧表

1 成績一覧表の様式

成績一覧表の様式は、令和7年度卒業予定者について別記様式第1号によるものとする。

2 成績一覧表の作成

成績一覧表は、次の要領で作成する。

- (1) 成績一覧表は本校・分校別に作成する。
- (2) 成績一覧表に記載する生徒は、成績一覧表調査委員会等への提出日現在で、その学校に在籍する第3学年(義務教育学校においては第9学年)の生徒全員(長期欠席その他の理由により、令和8年3月に卒業の見込みのない者及び特別支援学級在籍者を除く。)とする。
- (3) 評定は、第3学年の各教科の目標に準拠した評価によるものを記入する。
- (4) 第3学年の各教科の評定及び合計については、成績一覧表と調査書情報との間に不一致が生じないように、各中学校において確認を行い、万全を期すること。
- (5) 県外からの志願者及び特別支援学校、令和6年度以前の卒業者からの志願者については、成績一覧表を必要としない。
- (6) その他は、「成績一覧表記入上の注意」(26ページ)による。

3 成績一覧表調査委員会等への提出

- (1) 市町村立中学校長は、成績一覧表を令和7年12月24日(水)から1月5日(月)16時までの間に、当該中学校を管轄する教育事務所に置かれる調査委員会に1部提出する。(注20)
- (2) 県立中学校長は、成績一覧表を令和7年12月24日(水)から1月5日(月)16時までの間に、県教育局高校教育課に提出する。(注20)

注20 令和7年度卒業予定者が在籍しない場合は提出不要とする。

4 成績一覧表調査委員会

(1) 成績一覧表の調査等を行うために次の調査委員会を置く。

調査委員会	設置教育事務所	所在地
村 山	村山教育事務所	寒河江市大字西根字石川西355番地 TEL 0237-86-8163
最 上	最上教育事務所	新庄市金沢字大道上2034番地 TEL 0233-29-1439
置 賜	置賜教育事務所	長井市高野町二丁目3番1号 TEL 0238-88-8240
庄 内	庄内教育事務所	東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号 TEL 0235-68-1982

- (2) 調査委員会は、教育事務所長及び教育事務所管内の中学校長（4～10名）の調査委員をもって組織する。
- (3) 調査委員は、県教育委員会教育長が委嘱する。
- (4) 調査委員会に委員長を置き、教育事務所長がこれに当たる。
- (5) 調査委員会の事務局を各教育事務所内に置き、事務局員は当該教育事務所所員がこれに当たる。
- (6) 調査委員会は、成績一覧表に記載された各教科の評定状況を調査するとともに、教育事務所管内の中学校の評定状況を集約し、指導と評価及び山形県公立高等学校入学者選抜事務の改善に供する。

5 成績一覧表の保管

中学校長は、成績一覧表の写しを3年間保管する。（注21）

Ⅲ 評定概況

1 評定概況の様式

評定概況の様式は、令和7年度卒業予定者について別記様式第2号によるものとする。

2 評定概況の作成

- (1) 評定概況は、次の要領で作成する。
- ① 評定概況は本校・分校別に作成する。
 - ② 評定概況に記載する生徒は、令和7年12月末現在で、その学校に在籍する第3学年（義務教育学校においては第9学年）の生徒全員（長期欠席その他の理由により、令和8年3月に卒業の見込みのない者及び特別支援学級在籍者を除く。）とする。
 - ③ 評定は、第3学年の各教科の目標に準拠した評価によるものとする。
 - ④ 県外からの志願者及び特別支援学校、令和6年度以前の卒業生からの志願者については、評定概況を必要としない。
- (2) 中学校長は、出願の際に、山形県公立学校Web出願システム上で評定概況を添付ファイルにより志願先高等学校長に提出する。

注21 中学校長は、成績一覧表の作成に関する基礎資料を3年間保管する。

◆ 様式及び記入上の注意

山形県公立高等学校入学者選抜に関する書類の様式及び記入上の注意等は、次のとおりである。

〈書類名及び様式〉

成績一覧表（令和 7 年度卒業予定者）	様式第 1 号	（ P 27 ）
評定概況（令和 7 年度卒業予定者）	〃 第 2 号	（ P 28 ）
学区外高等学校志願許可願	〃 第 3 号 A	（ P 29 ）
学区外高等学校志願許可書	〃 第 3 号 B	（ P 30 ）
誓 約 書	〃 第 3 号 C	（ P 31 ）
山形県公立高等学校に志願しない旨の届（証明書発行願）	〃 第 3 号 D	（ P 32 ）
山形県公立高等学校に志願しない証明書	〃 第 3 号 E	（ P 33 ）
自 己 申 告 書	〃 第 4 号	（ P 34 ）
追 検 査 受 検 願	〃 第 5 号	（ P 35 ）

調査書情報作成上の注意

調査書情報は、フォーマットファイル（エクセルファイル）に入力すること。

氏名・生年月日・性別・現住所は、中学校生徒指導要録に記載されているものを登録する。ただし、令和6年度以前の卒業者については、現住所は入学願書と一致するものとする。

卒業等については、卒業見込または卒業の年、月を登録する。また、志願者の状況について、次のいずれかに該当する数字を登録する。

- ① 県内から志願する者（卒業見込）
- ② 県外から志願する者、令和8年1月1日以降県外の中学校から転入学した者又は令和6年度以前の卒業生（注22）
- ③ 特別支援学校又は特別支援学級在籍者

1 「各教科の学習の記録」

- (1) 第3学年の各教科の評定は中学校生徒指導要録に合わせて目標に準拠した評価を行い、令和7年12月末日現在までの成績を総合して行う。
- (2) 第3学年の各教科の評定及び合計については、調査書情報と成績一覧表との間に不一致が生じないように、各中学校において確認を行い、万全を期すること。
- (3) 特別支援学校又は特別支援学級在籍者で、一部の教科で評定がつかない場合には、教科の評定の欄に「 - （ハイフン）」を登録するとともに、その教科についての学習状況を登録する。

2 「総合的な学習の時間の記録」

受検者の特徴的な学習活動や評価を中心に端的に登録する。（学年については限定しない。1つの学年分でもよい。）

3 「特別活動等の記録」

学級活動、生徒会活動、学校行事、その他の活動について、具体的な活動の事実に基づいて簡潔に書き登録する。

なお、その他の活動には、部活動等を含める。

記入例

（学級活動）

- ・ 2年時議長
- ・ 3年時生活係

（生徒会活動）

- ・ 2年時放送委員
- ・ 3年時文化祭実行委員

（学校行事）

- ・ 1年時新入生代表挨拶（入学式）
- ・ 2年時送辞担当（卒業式）
- ・ 2、3年時ピアノ伴奏（卒業式、合唱コンクール）
- ・ 3年時応援団長（運動会）

（その他の活動）

- ・ 2年時絵画部
- ・ 3年時県中学校対抗駅伝大会優勝（第5走者）
- ・ 3年間科学部 3年時文部科学大臣奨励賞（△△コンクール）

注22 いずれの場合も、中学校生徒指導要録に記載された記録を登録すること。

4 「校外活動の記録」

上記の特別活動等の記録以外に、校外や地域におけるスポーツ活動、文化活動、社会奉仕活動等に関して顕著な活動、記録、表彰等の事実に応じて箇条書きで登録する。

例

- ・ 地域の子供会「走ろう会」の指導補助員（３年間）
- ・ ２年時〇〇主催「音楽コンクール」東北大会ピアノの部 優秀賞
- ・ 山形ドリームキッズ（小学校〇年生より）

5 「特記事項」

上記以外のことで特に必要な事項について登録する。

登録内容

- ・ 転入学、編入学に関する事項（年月日含む）
- ・ 健康管理上配慮した事項
- ・ 学習指導上配慮した事項
- ・ 資格、検定試験に関する事項

6 その他

- (1) 特別活動の記録、校外活動の記録、特記事項において登録する事項がない場合は、「記載事項なし」と登録する。
- (2) 義務教育学校においては、第１・２・３学年を第７・８・９学年とする。

成績一覧表記入上の注意

1 様式第１号について

- (1) 上部のＡ～Ｄの項目のうち、Ｂ・Ｃに該当者がいない場合は０を記入する。
- (2) 教科別評定段階人数及び「評定合計の分布」欄で該当者がいない場合には０を記入する。
- (3) 「評定合計の分布」欄には、各段階の人数と割合（パーセント：小数第２位を四捨五入）を記入する。
- (4) 義務教育学校においては、第３学年を第９学年と表記する。

令和7年度卒業予定者 成績一覧表

立 学校（ 分校）

項 目		人数							
A	第3学年在籍者数								
B	卒業見込みのない者の数								
C	特別支援学級在籍者数								
D	記載されている人数（A－B－C）								
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健 体育	技術・ 家庭	外（英 国語）
5を与えた人数									
4 〃									
3 〃									
2 〃									
1 〃									
総 計									

評 定 合 計 の 分 布		
段階	人 数	割合（％）
① 38～45		
② 31～37		
③ 24～30		
④ 17～23		
⑤ 9～16		
計		

令和 年 月 日

学校名

校長名

令和 年 月 日

立 高等学校長 殿

立 学校
校長

評定概況について（報告）

令和7年12月末現在の第3学年該当生徒の評定概況は下記のとおりでしたので、報告いたします。

記

- 1 第3学年該当生徒数 名
- 2 評定概況

	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健 体育	技術・ 家庭	外（英 国語）
5を与えた人数									
4 〃									
3 〃									
2 〃									
1 〃									
総 計									

評 定 合 計 の 分 布		
段階	人 数	割合（％）
① 38～45		
② 31～37		
③ 24～30		
④ 17～23		
⑤ 9～16		
計		

※ 「第3学年該当生徒数」は、長期欠席その他の理由により、令和8年3月卒業の見込みのない者及び特別支援学級在籍者を除く第3学年の生徒数である。

学区外高等学校志願許可願

山形県教育委員会教育長 殿

記 載 日	令和 年 月 日
志願者氏名	
保護者氏名	

私は、下記により、令和8年度山形県公立高等学校入学者選抜において、学区外高等学校を志願したいので、許可くださるようお願いします。

記

志願者	ふりがな		生年月日	平成 年 月 日生
	氏 名			
	現 住 所	〒 —		
	新たな 居住先住所	〒 —		
	在籍（出身） 学校	電話番号（ ） —		
	志願学区又は 高等学校名(*)	学区	高等学校	
保護者	氏 名			
	現 住 所	〒 —		
	連 絡 先 電話番号	（ ） —		
理 由 (具体的に)				
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 学校名： 校長 印				

(*)「通学の便」を理由とする者は、志願先高等学校を記入し、これ以外の者は学区名を記入すること。

注1)「通学の便」を理由とする者以外は、学区外志願の理由を証明するに足る証明書を添付すること。

注2) 返信用封筒（返信用切手貼付、宛先を明記）を同封すること。

学区外高等学校志願許可書

下記の者について、令和8年度山形県公立高等学校入学者選抜における学区外高等学校への志願を許可します。

記

- | | | |
|---|-------------------|------------------|
| 1 | 氏 名 | 〇〇 〇〇 |
| 2 | 生 年 月 日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日生 |
| 3 | 学 校 名 | 〇〇都道府県〇〇〇立〇〇〇学校 |
| 4 | 志願学区又は
志願高等学校名 | 〇 学区
県立〇〇高等学校 |
| 5 | 新たな居住先住所 | 山形県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |

令和〇年〇〇月〇〇日

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦 印

誓 約 書

山形県教育委員会教育長 殿

記 載 日	令和 年 月 日
中 学 校 名	
志願者氏名	
保護者氏名	

私は、学区外高等学校への入学後は、下記の住所に保護者と同居して通学することを誓います。

記

(新たな居住先の住所)

〒 ー

山形県

注) 氏名はそれぞれ自署すること。

山形県公立高等学校に志願しない旨の届（証明書発行願）

山形県教育委員会教育長 殿

記 載 日	令和 年 月 日
志願者氏名	
保護者氏名	

私は下記のとおり、山形県外の公立高等学校に志願したいので、令和8年度山形県公立高等学校入学者選抜において、志願しないことをお届けします。

記

志願者	ふりがな		生年月日	平成 年 月 日生
	氏 名			
	現 住 所	〒	—	
	在籍（出身） 学校			
	志願先都道府 県及び志願校	都 道 府 県 学校		
保護者	氏 名			
	現 住 所	〒	—	
	連 絡 先 電話番号	() —		
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 学校名： 校長 印				

注） 本県公立高等学校に志願しない旨の証明書が必要な場合は、下記のいずれかにチェックし、返信用封筒（返信用切手貼付、宛先明記）を同封すること。なお、2に該当する場合は、他県様式を必要部数添付すること。

- ☐ 1 山形県公立高等学校に志願しない証明書（本県様式第3号E）の発行をお願いします。
- ☐ 2 山形県公立高等学校に志願しない証明書（他県様式）の発行をお願いします。

山形県公立高等学校に志願しない証明書

下記の者は、令和8年度山形県公立高等学校入学者選抜において、
志願しないことを証明します。

記

- 1 氏 名 ○○ ○○
- 2 生 年 月 日 平成○○年○○月○○日生
- 3 学 校 名 山形県○○立○○○学校

令和○年○○月○○日

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦 印

自己申告書

令和 年 月 日

〇〇立〇〇高等学校長 殿

学 校 名

本人氏名

保護者氏名

私は、貴校 _____ の課程 _____ 科に志願するに当たり、次のこと
とがらについて説明します。

[illegible]

＜留意事項＞

- 1 表題の欄には、「欠席が多い理由」や「障がいがあることによって生ずること」、「入学者選抜（選考）に当たって配慮を望むこと」などと記入すること。
- 2 原則として志願者本人が記入すること。ただし、特別な事由により保護者が代筆、加筆した場合は、その旨を記すこと。保護者氏名は保護者が記入すること。
- 3 この自己申告書は、封をした上で、在学（出身）学校長を経由して、志願先高等学校長に提出すること。なお、封筒には、志願者氏名を記入のうえ、「自己申告書在中」と朱書すること。

追検査受検願

令和 年 月 日

〇〇〇立〇〇〇〇高等学校長 殿

下記の生徒は、山形県公立高等学校入学者選抜において本検査を受検できませんでした。
ついては、追検査の受検を希望していますので、よろしくお願いします。

記

受検番号	〇〇〇	志願者氏名	〇 〇 〇 〇
本検査を受検できなかった理由 (右の欄に次の①又は②のいずれかを記入するとともに、下の欄に具体的な状況等を記入してください。) ① インフルエンザ等の感染症に罹患するなどし、本検査を受検できなかった ② 真にやむを得ない理由により、本検査を受検できなかった			番号

※ 医師の診断書又は、本検査を受検できない理由を証明する書類を添付すること。

(資料1)

令和8年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針

令和8年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程の入学者選抜は、次の方針に基づいて行う。

- 1 入学者の募集は、県教育委員会の公告に基づき、各高等学校長が行う。
なお、教育長が特に必要と認める場合は、第2次募集を行うことができる。
- 2 入学志願は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 入学志願は1人1校とし、在籍又は出身の中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長を経由して行うものとする。
 - (2) 入学志願に係る通学区域は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。
 - (3) 2校以上に同時に志願した者は、選抜の対象から除外する。
- 3 入学者の選抜は、各高等学校長が、それぞれ次の各号に定めるところにより行う前期（特色）選抜、後期（一般）選抜及び連携型入学者選抜のうちいずれかの選抜方法により、各高等学校、学科等の特色及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
選抜は、中学校における学習等の諸活動の記録及び県教育委員会が実施する学力検査の成績等の資料に基づいて行う。
ただし、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者選抜は行わない。
 - (1) 前期（特色）選抜は、次に定めるところにより行う。
 - ア 中学校長から送付された調査書及び各高等学校が選択した検査の結果に基づき選抜する。
 - イ 検査は、個人面接、集団面接、作文、発表、その他（小論文、実技、口頭試問、学校ごとの学力検査等）の中から、各高等学校が1つから3つを選択して行う。
 - ウ 連携型中高一貫教育を行う高等学校が行う前期（特色）選抜には、当該高等学校に係る連携型中学校の生徒は志願することができない。
 - (2) 後期（一般）選抜は、次に定めるところにより行う。
 - ア 調査書及び学力検査の成績に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
 - イ 調査書中の各教科の評定と学力検査の成績の比率は、高等学校長が定める。
 - ウ やむを得ない理由で学力検査、適性検査を受検できない受検者に対して、5教科の学力検査問題による追検査、適性検査を別日程で行うものとする。
 - (3) 連携型入学者選抜は、中高一貫教育を行う連携型中学校から連携型高等学校への入学者の選抜に当たり、次に定めるところにより行う。
 - ア 学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接に基づき選抜する。
- 4 調査書を選抜の資料とする場合は、調査書中の「特別活動等の記録」及びその他の記録にも十分留意するものとする。
- 5 前期（特色）選抜の検査は、次の(1)又は(2)の日程のいずれかを各高等学校が選択して行う。
 - (1) 令和8年1月20日（火）に行う。
 - (2) 令和8年2月3日（火）に行う。
- 6 後期（一般）選抜の学力検査は次の日程で行う。
 - (1) 本検査は、令和8年3月7日（土）に行う。
 - (2) 追検査は、令和8年3月12日（木）に行う。

7 後期（一般）選抜の学力検査は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 学力検査は、すべての学校・課程・学科において国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について、各教科同一問題で一斉に行う。
 - (2) 学力検査の問題は、中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）に基づいて出題する。
 - (3) 検査時間は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 50 分とする。
 - (4) 配点は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 100 点とする。ただし、高等学校長が必要と認めるときは、特定教科の配点の比重を変更することができる。
 - (5) 追検査の学力検査問題は本検査と同程度の難易度による出題とする。
- 8 高等学校長が必要と認め、自己申告等に関する書類が提出された場合は、これを選抜の資料として加えることができる。
- 9 合格者の発表は、令和 8 年 3 月 17 日（火）に受検番号によって行う。
- 10 国立諸学校を受検して合格した志願者については、在籍又は出身の中学校長は、志願先の高等学校長に対し、国立諸学校への入学の諾否を報告しなければならない。
- 11 県外からの志願者受入れについては、別に定める。
- 12 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

付 記

- 1 高等学校専攻科の入学者選抜については、別に定める。
- 2 定時制の課程における成人の入学者選抜及び通信制の課程における入学者選考については、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

(資料2)

○平成29年文部科学省告示第64号

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第74条の規定に基づき、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）の全部を次のように改正し、平成33年4月1日から施行する。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

平成29年3月31日

文部科学大臣 松野 博一

○学校教育法施行規則（抄）

第5章 中学校

第72条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第7章中「各教科」という。）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

第73条 中学校（併設型中学校、第74条の2第2項に規定する小学校連携型中学校、第75条第2項に規定する連携型中学校及び第79条の9第2項に規定する小学校併設型中学校を除く。）の各学年における各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。

第74条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

第6章 高等学校

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

〔昭和 24 年 3 月 5 日〕
〔山形県教育委員会規則第 4 号〕

最終改正 平成 29 年 10 月 27 日教育委員会規則第 9 号

第 1 条 山形県立中学校の通学区域は、県下一円とする。

第 2 条 山形県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域は、別表による。

第 3 条 前条により定められた通学区域内に居住する者は、その区域内の高等学校に就学しなければならない。

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、教育長において生徒の就学を調整することができる。

- (1) 学校の入学志願者の比率が著しく不均衡である場合
- (2) 生徒の通学が著しく不便と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行し、昭和 42 年度に就学する者から、これを適用する。

附 則 (昭和 55 年 2 月 22 日教育委員会規則第 2 号)

最終改正 平成 27 年 8 月教育委員会規則第 15 号

(施行期日等)

- 1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行し、昭和 57 年度に高等学校第 1 学年に入学する者から適用する。

(経過措置)

- 2 当分の間、山形県立高等学校の全日制の課程普通科の通学区域は、別表第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、同項第 2 号に規定する通学区域とする。

附 則 (平成 29 年 10 月 27 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

- 1 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 71 条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 県下一円

- 2 全日制の課程 (前項に掲げる高等学校の課程を除く。)

(1) 普通科

イ 東 学 区 山形市 寒河江市 上山市 天童市 山辺町 中山町 河北町 西川町
朝日町 大江町

ロ 北 学 区 新庄市 村山市 東根市 尾花沢市 大石田町 金山町 最上町 舟形町
真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村

ハ 南 学 区 米沢市 長井市 南陽市 高畠町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町

ニ 西 学 区 鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町 遊佐町

(2) 理数科及び国際科

イ 東学区・北学区 前号イ及びロに掲げる市町村

ロ 南学区 前号ハに掲げる市町

ハ 西学区 前号ニに掲げる市町

(3) 普通科、理数科及び国際科以外の学科 県下一円

- 3 定時制の課程 県下一円

- 4 専攻科 県下一円

(資料4)

山形市立商業高等学校の通学区域に関する規則

1 山形市立商業高等学校管理運営規則（抜粋）

第6条 高等学校の通学区域は県下一円とする。

山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

山形県教育委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県立高等学校のうち、全日制の課程で入学定員40名の学校（以下「小規模校」という。）の山形県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という）における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 小規模校のうち、学校と地域との連携が確立している学校（分校を含む。）をいう。
- (2) 志願者 前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜における入学志願者をいう。
- (3) 県内志願者 志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。
- (4) 県外志願者 (3)以外の志願者をいう。

第2章 県外志願者の受入れ

(県外志願者受入れの届出)

第3条 校長は、入学者選抜において県外志願者の受入れを実施する場合、別に定める期日まで山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならない。

- 2 前期（特色）選抜において県外志願者の受入れを実施する場合は、同時に県内志願者も募集しなければならない。

(前期（特色）選抜における募集人員)

第4条 前期（特色）選抜における募集人員は、県外志願者の受入れを実施しない学校においては、入学定員40名の5%以上50%以内で定めることとする。県外志願者の受入れを実施する学校においては、定員の5%以上70%以内で定めることとする。

(県外志願者の募集人員)

第5条 県外志願者の募集人員及び合格者の人数を原則として次のように定める。

- (1) 県外志願者の募集人員は、前期（特色）選抜においては8名程度まで、後期（一般）選抜においては2名までとし、学校が、学校所在の自治体等の意向を確認しながら、地域の実情に応じて適切に定めることとする。
- (2) 後期（一般）選抜に限り、志願倍率が1倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

第3章 補則

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、小規模校における県外からの志願者受入れに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(資料 5)

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 16 日から施行する。

令和 7 年 3 月 18 日 一部改正

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

山形県教育委員会

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という）における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 山形県立高等学校（「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」第 2 条 1 号に規定する学校を除く。）をいう。
- (2) 志願者 前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜における入学志願者をいう。
- (3) 県内志願者 志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。
- (4) 県外志願者 (3) 以外の志願者をいう。
- (5) 学科 山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月教育委員会規則第 3 号）別表第 1 に定める設置学科のうち大学科をいう。

第 2 章 県外志願者受入れの承認

(県外志願者受入れの承認)

第 3 条 山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近 2 年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して 9 割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。

- 2 県外からの志願者受入れを希望する校長は、教育長が別に指定する期日までに、「県外からの志願者受入れのための申請書」（別記様式第 1 号）を教育長に提出しなければならない。

(受入人員)

第 4 条 県外志願者の募集人員及び合格者の人数は、原則として次のように定める。

- (1) 県外志願者の募集人員は前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜を合わせて入学定員の 10 パーセント程度までとし、前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜の募集人員の配分は、学校が定めることとする。ただし、直近 2 年の入学定員に対する合格者の割合が連続して 8 割に満たない学科がある学校については、入学定員の 20 パーセント程度までとすることができる。
- (2) 後期（一般）選抜において、志願倍率が 1 倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

(承認の見直し)

第5条 教育長は、承認後3年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。

第3章 山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会

(設置)

第6条 県外からの志願者受入れを承認する学校について審議するため、山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(審議委員会への意見聴取)

第7条 教育長は、第3条の規定による承認を行う場合、あらかじめ、審議委員会の意見をきかなければならない。

2 教育長は、第5条の規定による承認の見直しを行う場合、必要に応じて審議委員会を開催し意見を聴取することができる。

(審議事項)

第8条 審議委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 県外からの志願者を受け入れる学校や学科に関する事項
- (2) 県外志願者受入の継続可否に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第9条 審議委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 教育次長（高校教育課を所管するものに限る。）
- (2) 県高等学校長会会長
- (3) 県高等学校長会理事長
- (4) 県中学校長会会長
- (5) 私立中学高等学校協会代表

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第10条 審議委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員長の指名により定める。

3 委員長は、審議委員会の会務を総理し、審議委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議委員会は、教育長が招集する。

2 審議委員会は、必要に応じて開催する。

3 審議委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 審議委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の

決するところによる。

(守秘義務)

第 12 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 13 条 審議委員会に関する庶務は、教育局高校教育課にて処理する。

(その他)

第 14 条 この章に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

第 4 章 補則

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、県外からの志願者受入れに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 7 月 6 日一部改正

令和 4 年 6 月 23 日一部改正

令和 5 年 3 月 27 日一部改正

令和 6 年 3 月 18 日一部改正

令和 7 年 5 月 15 日一部改正

学区外・県外から志願する際の手続について

県外からの志願者が在籍する中学校等は、山形県公立学校Web出願システムの利用に際し、あらかじめ山形県教育局高校教育課まで連絡をすること。

1 県教育委員会に事前に申請が必要なもの

種別	条 件	提出する書類（申請）	書 類 の 処 理 等
県内からの申請	・通学の便 南陽市（中川地区） ……上山明新館高校	1 学区外高等学校志願許可願（様式第3号A） 1部	<pre> graph TD A[本人(保護者)] -- ① 作成申請提出 --> B[中学校等] B -- ② 申請 --> C[山形県教育委員会] C -- ③ 送付 --> D[許可書] D -- ④ 志願 --> E[Web出願システム] E -.-> F[志願先高等学校] </pre>
	・転勤、転住等による	1 学区外高等学校志願許可願（様式第3号A） 1部 2 1の志願理由を証明する書類 1部 3 誓約書（様式第3号C） 1部	
県外からの申請	・通学の便 秋田県旧由利郡…遊佐高校 新潟県岩船郡関川村…小国高校 宮城県刈田郡七ヶ宿町 ……上山明新館高校、高島高校 福島県県北学区・耶麻学区 ……米沢興譲館高校、米沢東高校	1 学区外高等学校志願許可願（様式第3号A） 1部 2 当該県の公立高等学校を志願しない旨の証明書 1部	<u>志願に当たっての留意事項</u> 1 学区 ア 全日制の課程普通科……………3学区 イ 全日制の課程理数科・国際科……………3学区 ウ 上記以外の課程・学科……………県下一円 2 県外からの場合 上記1のア、イ、ウのいずれに志願する場合も許可書が必要 3 県内の場合 上記1のア、イに該当する場合に原則許可書が必要
	・転勤、転住等による	1 学区外高等学校志願許可願（様式第3号A） 1部 2 1の志願理由を証明する書類 1部 3 当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書 1部 4 誓約書（様式第3号C） 1部	

2 県教育委員会に申請が必要ないもの

種別	条 件	提出する書類	書 類 の 処 理 等
県外からの志願	・「県外志願者受入れ制度」により、山形県外からの志願者受入れが認められている高等学校への志願 <前期（特色）選抜> ……新庄志誠館高校最上校 新庄神室産業高校金山校 小国高校 遊佐高校 山形北高校音楽科 谷地高校 村山産業高校 高畠高校 長井工業高校 加茂水産高校 庄内農業高校 庄内総合高校（全日制） <一般入学者選抜> ……新庄神室産業高校金山校 小国高校 遊佐高校 山形北高校音楽科 谷地高校 村山産業高校 高畠高校 長井工業高校 加茂水産高校 庄内農業高校 庄内総合高校（全日制）	当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書 1部	各高等学校の入学者選抜募集要項に従うこと。

【 令和 8 年度山形県公立高等学校入学者選抜における前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜の概要 】（予定）

山形県教育局高校教育課

学 校 名	課 程	学科	入学 定員	前期（特色）選抜								後期（一般）選抜				
				検 査 日 程	募集人員 (定員の 比率)	検 査 方 法					県外 志願者 受入れ	調査書 の 評 定	学力検査 の 成 績	適性 検 査	学力 検査 傾斜 配点	県外 志願者 受入れ
						個人 面接	集団 面接	作文	発表	その他						
山 形 東	全日制	普通	160	A	5 %程度	○		○		口頭試問		3	：	7		
		探究	80	A	5 %程度	○		○		口頭試問		3	：	7		
山 形 南	全日制	普通	200	B	15%程度	○						4	：	6		
		理数	40	B	10%程度	○						4	：	6	○	
山 形 西	全日制	普通	200	A	5 %程度	○						3	：	7		
山 形 北	全日制	普通	160	B	15%程度	○						3	：	7		
		音楽	40	B	60%程度		○			適性検査	○	3	：	7	○	○
山 形 工 業	全日制	工業	200	A	50%以内	○						5	：	5		
山 形 中 央	全日制	普通	160	A	15%程度				○			3	：	7		
		体育	80	A	80%程度		○			適性検査		4	：	6	○	
霞 城 学 園	定時制	普通	120	B	15%程度	○		○				3	：	7		
上 山 明 新 館	全日制	普通	160	A	50%以内	○			○			3	：	7		
		農業	40	A	50%以内	○			○			3	：	7		
		商業	40	A	50%以内	○			○			3	：	7		
天 童	全日制	総合	120	A	30%程度	○		○				3	：	7		
山 辺	全日制	家庭	80	A	50%以内	○		○				4	：	6		
		看護	40	A	50%以内	○		○				4	：	6		
寒 河 江	全日制	普通（一般コース）	160	A	45%程度		○					3	：	7		
		普通（探究コース）	40	A	25%程度					集団討論		3	：	7		
寒 河 江 工 業	全日制	工業	120	A	50%以内		○					5	：	5		
谷 地	全日制	普通	80	A	50%以内	○		○			○	5	：	5		○
左 沢	全日制	総合	40	A	50%以内	○		○				5	：	5		
村 山 産 業	全日制	農業	80	A	50%以内	○		○			○	4	：	6		○
		工業	80	A	50%以内	○		○			○	4	：	6		○
		商業	40	A	50%以内	○		○			○	4	：	6		○
東 桜 学 館	全日制	普通	200	B	15%程度	○				口頭試問		3	：	7		
北 村 山	全日制	総合	120	A	40%程度		○					4	：	6		
新 庄 志 誠 館	全日制	普通	120	A	50%以内		○	○				4	：	6		
		探究	80	A	50%以内		○	○				4	：	6		
	定時制	普通	40	B	50%以内	○		○				5	：	5		
新 庄 志 誠 館 最 上 校	全日制	普通	40	B	50%以内	○		○			○	5	：	5		
新 庄 神 室 産 業	全日制	農業	80	A	50%以内	○		○				5	：	5		
		工業	80	A	50%以内	○		○				5	：	5		
		商業	40	A	50%以内	○		○				5	：	5		
新 庄 神 室 産 業 金 山 校	全日制	普通	40	A	50%以内	○		○			○	5	：	5		○
新 庄 神 室 産 業 真 室 川 校	全日制	普通	40	A	50%以内	○		○				5	：	5		

次頁に続く

学 校 名	課 程	学科	入学 定員	前期（特色）選抜								後期（一般）選抜				
				検 査 日 程	募集人員 (定員の 比率)	検 査 方 法					県外 志願者 受入れ	調査書 の 評 定	学 力 検 査 ： の 成 績	適 性 検 査	学 力 検 査 傾 斜 配 点	県外 志願者 受入れ
						個 人 面 接	集 団 面 接	作 文	発 表	そ の 他						
米 沢 興 譲 館	全日制	普通	120	B	10%程度	○				学力検査（総合問題）		3	：	7		
		探究	80	B	10%程度	○				学力検査（総合問題）		3	：	7		○
米 沢 東	全日制	普通	160	A	30%程度		○	○				3	：	7		
米 沢 鶴 城	全日制	工業	200	A	50%以内	○						4	：	6		
		商業	80	A	50%以内	○						4	：	6		
	定時制	総合	40	A	20%程度	○		○				4	：	6		
置 賜 農 業	全日制	農業	80	A	50%以内	○		○				5	：	5		
南 陽	全日制	普通	160	A	50%以内	○						3	：	7		
高 畠	全日制	総合	80	A	50%以内				○		○	5	：	5		○
長 井	全日制	普通（一般コース）	160	A	25%程度		○	○				3	：	7		
		普通（探究コース）	40	A	25%程度		○	○				3	：	7		
長 井 工 業	全日制	工業	120	A	50%以内	○		○				5	：	5		○
荒 砥	全日制	総合	40	A	50%以内	○		○				5	：	5		
小 国	全日制	普通	40	B	50%以内	○		○			○	5	：	5		○
致 道 館	全日制	普通	200	B	10%程度	○		○				3	：	7		
		理数	80	B	10%程度	○				学力検査（数）		3	：	7		
鶴 岡 工 業	全日制	工業	200	A	50%以内	○						5	：	5		
鶴 岡 中 央	全日制	普通	120	A	50%以内					学力検査（国数英）		3	：	7		
		総合	120	A	50%以内		○					3	：	7		
加 茂 水 産	全日制	水産	40	A	50%以内	○		○			○	5	：	5		○
庄 内 農 業	全日制	農業	80	A	50%以内	○		○			○	5	：	5		○
庄 内 総 合	全日制	総合	80	A	50%以内		○	○			○	5	：	5		○
	定時制	総合	40	A	10%程度	○		○	○			5	：	5		
酒 田 東	全日制	普通	120	A	40%程度		○			学力検査（数英）		3	：	7		
		探究	80	A	20%程度		○			学力検査（数英）		3	：	7		
酒 田 西	全日制	普通	120	A	50%以内	○						3	：	7		
	定時制	普通	40	B	50%以内		○					5	：	5		
酒 田 光 陵	全日制	普通	80	A	50%以内		○	○				5	：	5		
		工業	120	A	50%以内		○	○				5	：	5		
		商業	80	A	50%以内		○	○				5	：	5		
		情報	40	A	50%以内		○	○				5	：	5		
遊 佐	全日制	総合	40	A	70%以内		○	○			○	5	：	5		○
山 形 市 立 商 業	全日制	商業	280	B	※ 6	○						3	：	7		
合 計	全日制			A：34校 B：8校		29校 43学科	13校 20学科	23校 35学科	3校 5学科	9校 15学科	11校 13学科			2校 2学科	2校 3学科	10校 12学科
	定時制			A：2校 B：3校		4校 4学科	1校 1学科	4校 4学科	1校 1学科	0校 0学科	0校 0学科			0校 0学科	0校 0学科	0校 0学科

※1 「探究科」とは、理数に関する学科である理数探究科と、国際関係に関する学科である国際探究科をあわせて募集する場合の総称として記載しています。

※2 「検査日程」欄のAは令和8年1月20日（A日程）に、Bは令和8年2月3日（B日程）に行うことを表しています。

※3 「県外志願者受入れ」欄の「○」は、県外からの志願者の受入れの実施を表しています。県外志願者の受入れの詳細については、募集要項で示します。

※4 「学力検査傾斜配点」欄の「○」は「数学、外国語（英語）を1.5倍」を表しています。

※5 令和8年4月に、新庄北高校と新庄南高校を統合し、新庄志誠館高校（全日制（普通科・探究科）、定時制（普通科））を開校予定です。

※6 山形市立商業高校の前期（特色）選抜における募集人員は、総合ビジネス科25%程度、情報科10%程度、経済科10%程度です。

令和 8 年度山形県公立高等学校入学者選抜諸業務日程

◆全日制・定時制の課程

高 等 学 校				中学校・義務教育学校・高等学校				
報 告 関 係		年	月	日	曜	前期（特色）選抜及び連携型入学者選抜	後期（一般）選抜	
募集要項の県教育委員会提出期限		令和7年	11月	7	金			
第2、第3希望を認めない高校は10月20日（月）までに、 県教育委員会と相談のうえ、募集要項に明記								
募集要項のWebサイトアップロード				14	金	募 集 要 項 の 閲 覧 開 始 日		
入学者選抜実施委員名簿提出		12月	～		※進路等相談 （土日祝を除く）～17:00	成績一覧表を調査委員会へ提出 ～16:00		
			23	火				
			24	水				
			26	金				
前期（特色）選抜・連携型入学者選抜志願者数報告 ＜電子メール＞12:00～13:00		令和8年	1月	5	月	志願受付期間 ～12:00	※進路等相談 （土日祝を除く）～17:00	
				6	火			
				7	水			
				8	木			
				9	金			
				10	土	A日程検査		
				11	日			
				12	月			
				13	火			
				14	水			
				15	木	A日程選抜結果通知		
				16	金			
				17	土			
				18	日			
				19	月	B日程検査		
				20	火			
				21	水			
				22	木			
				23	金			
				24	土	B日程選抜結果通知		
				25	日			
				26	月			
				27	火			
				28	水			
			2月	29	木	成績一覧表の調査に関する所見を県教育委員会に提出	志願受付期間 ～12:00	
				30	金			
				31	土			
				1	日			
				2	月	国立諸学校入学諾否を志願先の高校長へ提出 ～12:00		
				3	火			
				4	水			
5	木							
6	金							
3月	7	土	学力検査 適性検査					
	8	日						
	9	月						
	10	火						
	11	水	追検査(学力検査) 追検査(適性検査)					
	12	木						
	13	金						
	14	土						
	15	日						
4月	16	月	合格発表	合格発表				
	17	火						
	～							
	23	月						
受検者数・合格者数報告 ＜電子メール＞15:30～16:30		令和8年	4月	～				
報告事項提出期限（文書）				23	月			
入学者数報告期限（文書）				～				
			4月	14	火			

◆通信制の課程

項 目	期 日
入学願書受付	令和8年2月24日（火）～令和8年3月23日（月）16:00
合格者の発表	令和8年3月27日（金）までに行う。

（注）※の進路等相談とは、中学校長、義務教育学校長及び特別支援学校長等が高等学校長に、志願者の健康及び身体状況等について相談を行うものをいう。

山形県公立高等学校入学者選抜に関する問合せ先

山 形 県 教 育 局 高 校 教 育 課

〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1

T E L 023-630-3067

F A X 023-630-2774

E-mail : ykoko@pref.yamagata.jp